

尖閣／釣魚諸島問題についての 考え方と今後の解決へ向けて

東洋英和女学院大学准教授（紛争解決論） 名嘉憲夫



はじめに

1972年の日中国交回復以来、紆余曲折はあるにせよ、日本と中国の経済的な結びつきや人々の交流は発展拡大してきた。しかしながら、尖閣／釣魚諸島問題は、日中間の「喉に突き刺さった小骨」のようになってしまっていて、せっかく積み上げてきた良好な関係が、何度もこの問題で崩されるということが繰り返されてきた。尖閣／釣魚諸島問題については、これまで多くの研究者や国際法学者によって、さまざまな観点から論じられてきたが、いまだに解決の見通しがつかない。筆者は、2018年の9月20日、21日、中国北京にある清華大学で開催さ

れた「中日韓共同発展フォーラム」（清華大学主催、早稲田大学・高麗大学共催）に招かれ、尖閣／釣魚諸島問題についての報告を行った。以下は、その報告論文に基づき、この問題について従来の議論を整理して、今後の解決へ結びつく提案を試みるものである。

1. 中国と日本の関係の現状

毛利和子（2017）によると、2010年以降の中国と日本の関係は、「歴史問題」と「パワーをめぐる問題」、「領土問題」が絡んだ複雑で緊張に満ちたものになっている。2016年の言論NPO東京―北京フォーラムによる世論調査によれば、日中両国とも「お互いの関係

は大事である」と考える人々が7割程度いるにもかかわらず、相手国に好感を持たないと答えた人々が、日本側で約90%、中国側で約70%もいる。^{注1}

このような状況になった要因の一つが、尖閣／釣魚諸島問題である。中国政府は、さまざまな歴史的文献や地図を挙げつつ、次のように主張する。これらの島嶼はもと「中国の領土であった」が、1894年～1895年の中日甲午戦争（日清戦争）中に「窃取」されたものである。また戦後に関しては、カイロ宣言とポツダム宣言によって示された「中国から奪った土地の一部である」から返還する必要がある。1972年の日中国交回復と1978年の日中平和友好条約締結時に、尖閣／釣魚諸島問題について棚上げにす

るという「暗黙の了解」（默契）があったが、日本側が2012年に尖閣諸島の一部を「国有化」することによって、その合意を破ったとする。

一方、日本政府は、1895年以前の尖閣諸島は「どの国も実効支配をしていない無主地」であり、閣議決定によってそれらを編入した。尖閣／釣魚諸島は下関条約によって割譲された島嶼ではないので、カイロ宣言とポツダム宣言によって規定された「中国から奪った土地」ではない。1895年以来、日本は尖閣／釣魚諸島を平和裏に実効支配しており、1960年代の末に、尖閣／釣魚諸島周辺に石油が埋蔵されている可能性が指摘されるまでは、中国はそのことについて抗議したことはない。1972年の日中国交回復時と1978年の日中平和友好条約締結時に、尖閣／釣魚諸島の領有権問題について棚上げするという合意をしたことはない主張している。

2. 尖閣／釣魚諸島問題についての日本の研究者の見方

尖閣／釣魚諸島の領有問題について、これまで日本では、歴史資料の解釈と国際法の原則の適用をめぐる、幾人もの

論者が論文や著作を発表している。大きく分けて、4つの立場や見方がある。

- ① 歴史的文献における記述に加え、中国の明代の海防図や琉球国の地図では、中国の領域と琉球国の領域が描き分けられており、「どちらにも属さない中間地」があったわけではない。尖閣／釣魚諸島は「中国に属する島」である（井上清、1996。村田忠禧、2013、2015）。
- ② 尖閣／釣魚諸島は、「無主地先占」により獲得した日本の領土である。編入過程やその後の経緯も、国際法上の「実効支配」の要件を満たしている（奥原敏雄、1970。緑間栄、1984。芹田健太郎、2010）。
- ③ 尖閣／釣魚諸島は、琉球国の版図と清国の版図の中間の地（「王化」と「化外」の境界を分けるという文脈での中間の地）であり、冊封、朝貢使節にとって航海標識となる無人島ではあったが、「無主地」ではない（矢吹晋、2018）。
- ④ 尖閣／釣魚諸島は、どこの国家の領土でもなく、この海域には国境線は存在しなかった。領土や国境といった概念は、1870年代の帝国主義の時代に、近代国家の枠組みができてはじめて、この海域に持ち込まれたものである（山田慶児、2013）。

以上の4つの見方は必ずしも相互に排他的なものではなく、基本的な歴史的事実については一致している面もある。しかし、歴史的事象のどの側面に焦点を当てるかによって、解釈の違いが生まれている。

3. 紛争解決論のアプローチを用いた前近代の尖閣／釣魚諸島の状態に関する推測

筆者の専門とする紛争解決論では、歴史的事実の確定と共有は重要であるが、異なった前提や理論的フレームワーク、認識パラダイムによって、歴史的現象に対する見方が変わってくると考える。例えば、前近代において、皇帝との君臣関係を結んだ王侯貴族の領地を「帝国の影響圏」と考える「広義の版図」概念を採用するとすれば、中国皇帝と朝貢冊封関係にあった琉球国王の支配する琉球国と日中の間の航海海域を、すべて清帝国の「版図」とみなす解釈もあり得る。清帝国は、直轄地、藩部、朝貢国の3層構造で構成されていたとする見方を採用すれば、「影響圏」（もしくは、前近代の国際関係における「一種の階層的な従属国」）としての朝貢国を含む全体が清帝国の版図である。^{注2} しかしながら、清と陸続きにある朝貢国と違い、中国大陆と琉球国の間の水域をも版図に含めるかどうかについては、議論の余地がある。

一方、「徴税と徴兵を目的とする支配地域を地図に記入した土地」を領土と考える「狭義の版図」概念に基づくと、1

895年以前の尖閣／釣魚諸島は、冊封使節、朝貢使節にとって航海標識ではあったが、清帝国の版図にも琉球国の版図にも含まれない中間の地であったとも考えられる（しかしながら、だからといって、これらの島嶼が国際法でいう「無主地」といえるかどうかは別の議論である）。

1895年以前、「どの国の政府も継続的に尖閣／釣魚諸島に対して「実効支配」を行っていなかった島」という近代国際法の概念を採用すると、尖閣／釣魚諸島は「無主地」であったという見方も成立する。しかしながら、この場合でも「何ををもって「実効支配」と考えるか」については、いくつかの判例はあるものの、国際法学者の間でも必ずしも一致しない。どのような歴史的資料を使おうと、

「過去の現象」を確定的に断言することは困難ではないか、というのが紛争解決論の考え方である。裁判の「判決に必要な事実認定」は別にして、「学問上の事実認定」（と「学問上の解釈」）は、終わりのない継続的な探求と議論を通して深まっていく「部分的で暫定的なもの」である。紛争解決論では、当事者が「紛争の解決に必要な事実」を協力して探求していくことを重視する。自分の側の主張が「正しく」、相手側の主張は「間違っ

ている」と断定しないのである。過去の事実は人々を「対立させる要因」ともなれば、未来の「建設的な解決策をみだす素材」にもなる。さらには、経験的な世界についての「事実の探求のプロセス」と、解決に向けての「選択肢形成のプロセス」、「選択肢についての合意を作るプロセス」を区別するのである。

こうしたことを前提としながら、19世紀末の尖閣／釣魚諸島の状態について、筆者なりに次のように推測している。近代以前においては、当時の日中の為政者たちがどのように考えていたかは別にして、おそらく無人島であった尖閣／釣魚諸島は、もともと「誰のものでもなく、どの国の確定的な領土でもなかった」ように見える。

近代初期に、琉球帰属問題に関連して「日中の海上の辺境地帯にある「潜在的な係争地」という特徴が発生した。前近代においては、どの国にも確定的には帰属していなかった尖閣／釣魚諸島が、近代初期における「国境線の線引き競争」のなかで、「潜在的な係争地」としての性格を付与され、明治政府が日清戦争のさなかに占拠したというのが歴史的経過のように見える。

なぜ「潜在的な係争地」という用語を

わざわざ使うのか？ 尖閣／釣魚諸島について、琉球帰属問題が顕在化した1879年以降も、日清間で表立って話し合われたことは一度もない。しかし、もし明治政府が、それらの島嶼の帰属の問題を清国に問い合わせれば、当然、清と琉球の歴史的経緯から、清国は自国領と主張したに違いなく、したがって「係争に至ったであろう土地」という意味である。^{注3}

もともとは「どの国にも確定的に帰属していなかったのではないか」といっても、その状態が即、近代国際法でいう「無主地」かという点、それもまた単純な見方であろう。なぜなら、1372年から1879年までの約500年間に、中国から琉球への冊封船は23回来航し、琉球から中国への謝恩使船も23回遣わされ、琉球から中国への進貢船は合計241回（明代173回、清代68回）に及ぶ。^{注4}

このような海域にある島嶼群を、定期的に航海標識として利用し、そして詳細な記録にもとどめた清と琉球の立場は尊重される必要がある。それは国内法でいう一種の「利用権」のようなもの、もしくは「入会地の定期的利用から生じる権利」のようなものとして理解することもできる（ここで「入会地」に類推的に比較されているのは、前近代の中国・福州と琉

球・久米島間の地域的な「海の共有地」(commons of sea のことである)。

海洋における無人島のステイタスを判断する場合、近代国際法は、「有主地」か「無主地」かの二分法を用いる。しかし、それでは計れない島嶼の状態もあるのではないかということである。①有主地②曖昧な歴史的慣習によって生じた権利に基づいた島嶼地域であり、ある国家がクレームすれば、隣接する他の国家もクレームするであろう「潜在的な係争地」③無主地、という三分法の考え方を採用すれば、当然、異なった見方が生まれる。無人島のステイタスを判断する基準として、図1と図2の2つのモデルが考えられる。

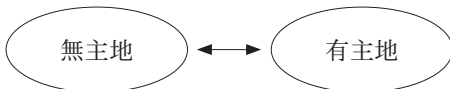


図1. 西欧的な近代国際法による二分法的理解

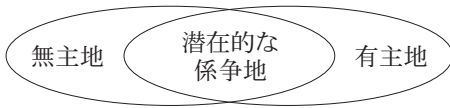


図2. 代替的な「重複三分法」による理解

近代国際法のシステムは、19世紀後半当時、発展途上にあった「一つの法的システム」にすぎず、それを根拠にして尖閣／釣魚諸島を「無主地」と断定するのは疑問が生じる。19世紀の東アジアにおいては、「朝貢冊封システム」という国際的な法システムも依然として有効であった。当時、西欧諸国発祥の「近代国際法システム」と、中華的な「朝貢冊封システム」は競合していた。最終的に、国家間の力関係が、「競合する法的システム」の一方の優位をもたらした。しかしながら、結果的にそうであったとしても、当時、「競合する法的システム」があったという歴史的事実はなくならない。一方の法システムだけを絶対視する根拠にはならないのである。

「版図」概念に基づく尖閣／釣魚諸島についての「歴史的権原」と、近代国際法の「無主地先占」や「領土」概念の関係については、松井芳郎(2014)が詳しく論じており、参考になる。「権原」(title)とは、「ある行為を法的に保証する原因のこと」で、例えば、「領域権原」とは、ある行為に対する当該国の領有権を基礎づける「先占」、「割譲」、「時効」、「黙認」などの事実をいう。松井は、伝統的な朝貢冊封システムが、近代国際法

システムに移行していく過程を「権原の凝固」や「置き換え」といった概念で整合的に説明しようとする。「権原の凝固」とは、「諸利益および諸関係」の総体を表現する確立した長年の慣行に基礎を置く状態をいう。^{注5}

2つの法システムの関係を図で示すと、図3と図4のようになるだろう。図3では、朝貢冊封システムにおける「版図」影響力圏」概念を用いての、19世紀末の尖閣／釣魚諸島のステイタスを解釈した楕円と、近代西欧国際法システムによる尖閣／釣魚諸島のステイタスを解釈した楕円が、相互に排他的で、交わらずに併存している。下側の楕円は、中国政府が歴史資料に基づいて尖閣／釣魚諸島は中国の領土であるとする場合の思考モデルである。上側の楕円は、日本政府が、近代西欧の国際法システムを用いて、1895年頃の尖閣／釣魚諸島は「無主地」であり、「どの国の領土」でもなかったと主張する場合の思考モデルである。図4では、伝統的な朝貢冊封法システムと、域外から持ち込まれた西欧近代的な国際法システムが交わっている。これが何を意味しているかという点、当時の尖閣／釣魚諸島のステイタスについて、2つの法システムによる解釈が可能であっ

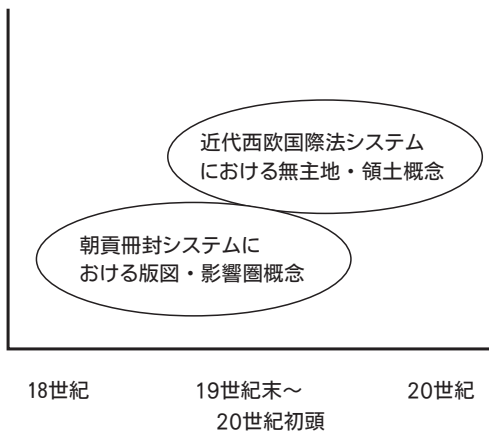


図3. 排他的な2つの法システム

たこと、別の表現を使えば、2つの法システムのいずれも、当時の現実を適合的に説明しきれなかったであろうということである。^{注6}

明治政府は、日清戦争中の尖閣／釣魚諸島占拠の事実を、閣議決定だけを根拠にして行い、国内的にも国際的にも十分な法的手続きと政治的手続きを取らなかった。ここでいう「政治的手続き」というのは、「隣国同士による交渉を通じた合意の形成」をいう。そのような手続きを取らなかった結果、明治政府による尖閣／釣魚諸島占拠を、中国政府は「窃取」と表現する事態が生じて現在に至っている。^{注7}

4. 尖閣／釣魚諸島問題の今日的な発生

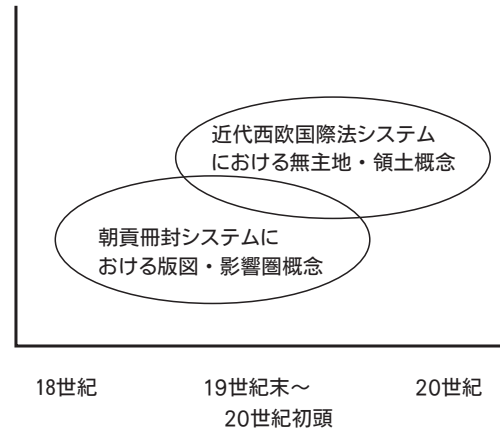


図4. 重複する2つの法システム

19世紀において、尖閣／釣魚諸島がどのような状態にあったかを検討することは重要である。しかしながら、尖閣／釣魚諸島問題の「今日的な発生」は、1971年6月17日の沖縄返還協定調印の前後である。1971年2月4日、台湾政府は当時の在台北日本大使館に、尖閣／釣魚諸島領有権についての立場を公式に伝達し、同年6月11日には、釣魚島の所有権に関する公式声明を発表している。同年12月30日に、中国政府は「釣魚島の

所有権問題に関する中国外交部声明」を公式に発表した。

これらの経過を踏まえたうえで、松井は、国際法でいう「紛争発生日時」(クリティカル・デイト)を、以上の3つの日付のいずれかが妥当であろうと提案している。^{注8} 矢吹晋は『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』(2013)のなかで、尖閣／釣魚諸島問題は、日本への沖縄返還をめぐるアメリカ政府と日本政府、台湾政府、中国政府の駆け引きのなかから発生した問題であるとの見方を提示している。苦米地真理(2016)は、日本政府の国会答弁を丹念に調べた結果、日本政府が尖閣／釣魚諸島の存在に気づき、領有権について主張し始めたのは、1960年代後期に尖閣／釣魚諸島の周辺海域に石油ガス資源の埋蔵可能性が指摘され、沖縄の日本返還が日程に上ってからである、と指摘している。

尖閣／釣魚諸島問題に関する筆者の見方は、総じて次のようなものである。第2次世界大戦後、日本帝国は崩壊に至るが、北方四島を含む千島諸島はソ連邦(ロシア)によって占領された。1956年に日ソ共同宣言によって国交は回復されたものの、いまだに国境の画定は行われていない。沖縄はアメリカ軍によっ

て占領され、1972年まで軍政下におかれた。1971年に沖縄返還協定が調印されたが、当時のアメリカ政府と台湾の蒋介石政府、北京の中国政府、日本政府の駆け引きのなかで、尖閣／釣魚諸島を含めた国境画定が行われなかった。つまり、当事者の間で、国境線について合意がなされなかった（つくれなかった）のである。石油ガス埋蔵問題が事情を複雑にした面もある。しかし、問題の基本的な性格は、国境画定を含む「戦後処理」が、緊張緩和はあったものの、まだ冷戦構造のなかにあった関係国の間でキチンとなされなかったということである。そして、今に至るまでそれは実現していない。

ちなみに、日本政府は国際法の「実効支配」の論理を用いて、「1895年の編入以降、尖閣諸島を平和裏に継続的に実効支配してきた」と主張しているが、

これは事実にはそぐわない。1945年から1971年まで尖閣／釣魚諸島を実効支配してきたのは米軍であって、日本政府ではない。日本政府が尖閣／釣魚諸島を実効支配してきたのは、1895年から1945年までの50年間である。第2次世界大戦の結果生じた沖縄の軍事占領を、1951年のサンフランシスコ講和条約は、沖縄を日本から分離してアメリカ

カの軍政下に置くことを規定した。この米軍政を終わらせるにあたって、たまたま同時期に報告された石油ガス資源埋蔵問題と絡み合い、日本政府と中国政府（そして台湾政府）がほぼ同時にクレームしたときに発生したのが尖閣／釣魚諸島問題である、というのが筆者の理解である。

5. 紛争解決論の視点から見た尖閣／釣魚諸島問題の解決の方向について

現在、尖閣／釣魚諸島問題は解決の糸口が見つからず、袋小路に入っているように見える。紛争解決論は、従来のアプローチとは異なった視点を提供できるように思える。それでは紛争解決論からの提案をいくつか述べたい。

(1) 思考を柔軟にし、互いの感情を尊重しながら、解決のための「選択肢の形成」を協働で行う。

通常人々は、尖閣／釣魚諸島問題についての「過去の事実についての解釈が異なる」から、「解決への合意ができない」と考える。紛争解決論は、「当事者の両方が公正・公平と考え満足できる選択肢を考え出すことができない」から、「解

決へ合意できない」と考えるのである。

「尖閣はどの国のものか」という抽象的な二分法の思考フレームではなく、「どの国のものでもなかったかもしれない」、もしくは「両方の国のものでもありうる」と思考を相対化する必要がある。過去の歴史的資料や地図を検討することは重要である。しかしながら、同時に、そうした資料や地図を解釈する理論モデルが複数ありうることを、双方が認め合うことも必要になる。「あなた側の見方は事実には合わない」と論破することも時には必要であろう。しかし、「そのような前提や理論モデルを用いるならば、そのように理解できるとするあなた側の見方は尊重する」とお互いに述べ合うことはもっと必要であろう。お互いの「考えや感情、利益が異なること」は自然である。そのうえで、日本と中国の未来、東アジアの未来へ向けて、どのような「解決のための選択肢」を創り出せるかを協力して考えるのである。

(2) 歴史的事実と国際法の論理の両方が重要である。

尖閣／釣魚諸島問題を考えるにあたって、日本政府は「抽象的で形式的な」国際法の論理を振りまわす傾向がある。そ

のような姿勢に対しては、国際法学者の太壽堂鼎が、すでに1977年の時点で鋭い指摘をしている。太壽堂は、①尖閣／釣魚諸島問題は、法的な紛争の側面だけでなく、非法的な紛争の側面も持っている。したがって、法律論だけでは解決できない。②法律上の原理にしても、単なる「権利論」だけでは不十分で、国連海洋法条約のなかにもあるもう一つの法律原理である「衡平」の原理にも考えを及ぼす必要がある。③さらには、相手側の「感情」にも注意を払い、相手側の言い分をよく聞くことである。そして、

④お互いが、法と衡平の考慮を働かせ、問題解決のために譲り合う精神がありさえすれば、尖閣／釣魚諸島の資源を分け合うことができるだろうと述べている。

「衡平の原理」(Principle of Equity)とは、法律を具体的な事件に機械的に適用すると「不公平」や「不当」な結果が生じる場合、さまざまな事情を考慮して、当事者双方にとって「つり合いのとれるような判決」をもたらすような原則である。国際法の分野では、「北海大陸棚判例」(1969年)で示されたように、

「当事者同士が合意できるような内容を導く原理」が「衡平な原則」である。国際司法裁判所は、当事者が合意できれば、

等距離とか中間線などが必ずしも大陸棚の境界線になる必要はないこと、「衡平な原則」は「その海域によって違ってくる」ということを示した。

(3) 共通の利益を創り出し、異質補完的な利益を充たし、対立する利益を、何らかの基準に従って調整する。

日本の石油開発会社で、40年以上にわたって石油・天然ガス探鉱開発の実務に携わった猪間明俊(2005、2011)は、多くの人々が、東シナ海における資源開発の現実を知らないことを危惧し批判している。猪間によると、東シナ海の海底に埋蔵されているといわれる石油やガスは、存在の可能性が指摘されているだけで、本当にあるかどうかは掘ってみないとわからないという。また、石油やガスが見つかったとしても、どれだけあるか、また(これが重要であるが)採算がとれるかどうかもわからない。石油の試掘成功率は15%程度、油田発見率は5%にすぎない。したがって、このような高リスク・低成功率の石油開発事業では、国籍を超えた共同開発が常識である。猪間は「一本の井戸を掘るだけで何億円、何十億円もの金がかかる事業なのに失敗する確率の方が高いというのが石油・天

然ガス開発なのだ、という認識を持たない人間は、尖閣諸島を保持するべきか否かを論ずる資格はないと思わなくてはならない」とまで述べている。^{注9}

実際、猪間らは、1980年代から渤海や東シナ海、南シナ海で中国から石油開発権を得て仕事を続けていた。日中の石油関係者の間で作られた良好な関係に水を差すようなことをするのはなく、真摯な態度と誠意をもって共同開発の話を進めてもらいたいと、猪間は述べている。^{注10}

猪間は、尖閣／釣魚諸島の今後として、いくつかの具体的解決方法を提案している。

- ①日本の領有権は保持しつつ、中国と石油・ガスの共同開発をする。
- ②領有権問題は棚上げにし、日中で(場合によっては台湾も含めて)何らかの共同開発をする。
- ③尖閣／釣魚諸島を永久に共有地とし、諸島から50海里以内で沖繩トラフ以北の資源権益は、漁業資源も含めすべて折半にすることとし、相手国の合意なしには一切の資源開発や施設建造はしない。
- ④石油ではなくガスの可能性はあると見極め、急いで開発しない「ガスの海上輸送は難しいので、液化しようとするれば多大な費用が掛かる。もしパイプラインを引けば、中国本国での消費がメインになる。その場合は、日本企業はガスを中国に売って利益を得る」。
- ⑤石油やガスはあまりないだろうと割り切って、領有権を中国に渡す。これは中国との友好関係改善

に役立つだけでなく、日本にとっても遠隔の資源価値のない島嶼を防衛する費用が不要になるというメリットがある。

最後に猪間は強調する「いずれにせよ、尖閣問題はこうすることが最も国益に叶うかを多面的に考えて処理されるべきであり、偏狭なナショナリズムだけでは解決できないことと心得るべきである」。^{注11}

石油やガスの共同開発は、「共通の利益」を創り出すことである。「共通利益の実現」には、日中の軍事的衝突を避けるための「公船引き離し」や「危機管理メカニズム」などの創設も含まれる。石油・ガスの開発と漁業資源の利用のいずれを優先させるべきかで、「補完的な利益」の生じる余地が生まれる。さらには、領有権の問題、石油・ガスの資源の問題、歴史の事実を認めてほしいという感情の問題、国防費を減らしたいという関心など、それぞれ異質補完的な利益になりえる。必要ならば、そして可能ならば、尖閣／釣魚諸島の過去の歴史と未来への協力と友好を刻んだ記念碑を、いずれかの島に日中共同で建てることもできよう。

「共通の利益」を創り出し、「異質補完的な利益」を充たしても、分配の問題に關して対立的な要因（「対立する利益」）

が残る場合がある。その場合は、尖閣／釣魚諸島を何らかの基準に従って分割することもできよう。いくつかの方法が考えられる。

- ①尖閣／釣魚諸島の5つ（もしくは岩も含めた8つの島を、等分に分割する。中露の国境線紛争をすべて「フィフティ・フィフティ」で分割したのと同じことをする。
- ②日清戦争時に日本が併合した久場島と魚釣島を中国がもらい、日本は久米赤島とその他の小島を得る。
- ③日中の中間線で、海域も含めて尖閣／釣魚諸島を分割する。
- ④尖閣／釣魚諸島の5つ（もしくは小岩も含めた8つ）の島を結んだ線を国境線とする。その場合、島嶼そのものは「国境を分ける線」として観念される。ちょうど陸地において、2つの国を分ける、例えば「幅10メートルの国境線」を設けるように、「島そのものが国境線」となる。これによって、島が国境線のなかにすっぽりと入り、「島嶼の領有」という物理的な領土問題は消失する。
- ⑤フランスとスペインの国境地帯にあるビダソア川の中州にあるフエザン島の例のように、尖閣／釣魚諸島を共同統治地帯とし、「主権」を半年ごとに交代する。いわば、領土を「時間的に分割する」のである。
- ⑥周辺海域の資源については日中で共同開発するが、尖閣／釣魚諸島の陸地は「自然保護区」として、いずれの国も領有権を主張しない国際的な共同管理地帯にする。管理は日中で（場合によっては台湾も含めて）行う。島嶼の地位は、どの国にも属さない南極のように国際条約で保証する。

上記で述べた案はほんの一案にすぎない。1978年に日本記者クラブの記者会見で、鄧小平は「我々の、この世代の人間は知恵が足りません。この「尖閣／釣魚諸島」問題は話がまとまりません。次の世代は、きっと我々よりは賢くなるでしょう。そのときは必ずや、お互いに皆が受け入れられる良い方法を見つかることができるでしょう」と述べた。^{注12}

私たちは、前の世代よりもっと賢くなることを期待されている。解決のためのさまざまな選択肢を考え出す努力を、もっとしてもいいのではないだろうか。

6. 東アジアにおける多国間会議の実現に向けて

これまで述べてきたことは、日中の二国間交渉による解決のための選択肢形成案である。しかし、最終的には、ヨーロッパにおける1975年の全欧安全保障協力会議（ヘルシンキ会議）のような多国間の枠組みによる尖閣／釣魚諸島問題の解決が望ましい。日本の北方四島、竹島の問題に加えて、中韓の蘇岩礁／離於島紛争、南シナ海における島嶼領有紛争の解決をもめざす国際会議を持つのである。このような会議は、原貴美恵（2005）

が「サンフランシスコ条約体制の不備」と指摘した「片面講和」と「領土帰属の不明示」を克服し、東アジアに新しい国際秩序をもたらすであろう。もちろん、そのような新秩序の形成にあたっては、朝鮮半島の問題と台湾問題も、何らかの形で適切な位置づけがなされている必要はある。

もちろん、このような試みは野心的であり、東アジアにおける各国の政治経済の現状や信頼関係の不足、競争的な国際関係をみると数十年かかるような目標である。しかしながら、冷戦時代の1975年のヨーロッパにおいて、アルバニアを除く全ヨーロッパ諸国とアメリカ・カナダを加えた35か国が、「第二次大戦後の国境の画定と尊重」そして「軍事演習の事前通告などの信頼醸成措置」に合意したのである。なぜ東アジアでできないことがあるのか？ 重要なことは、東アジアの国すべてが何らかのメリットを得るような、そして地域の協力と信頼、安定を高めるような「多国間体制」を創り出すことである。もしそれが成功すれば、今後100年にもわたって使える「国際的な制度的インフラ」の構築に成功することになる。その恩恵を受けるのは、私たちの子や孫の世代である。

おわりに

最後にまとめると次のようになる。尖閣／釣魚諸島問題の解決は、日中それぞれの人が、それらの島嶼の編入過程も含めた東アジアの近代史をどうみるか、戦後処理をどう理解するか、さらにポスト近代の国際社会のあり方をどのように展望するかという問題にも関係してくる。こうした根本的な問題を検討することなしに、尖閣／釣魚諸島問題をうまく解決することは難しいのではないだろうか。これまでのように尖閣／釣魚諸島の問題を「領土の奪い合い」ではなく、日中の「戦後処理」と「真の和解」を推進し進める一環として、「合意によって新たに国境を画定する問題」と定義しなおすならば、より解決しやすくなるであろう。それはまた、それらの島嶼の編入過程における当時の政府の意思決定の問題や隣国とのコミュニケーションの不十分性を検証しなおし、外交交渉によって新たな「信頼と協力関係をつくるプロセス」でもある。

〔注〕

注1 毛利和子（2017）、106～108頁。

日中関係の危機的な要因については、Reinhard Drifte（2013）も、尖閣／釣魚諸島をめぐる2013年当時の分析を通して詳細に論じている。

注2 広義の「版図」概念については、1876年に朝鮮問題について交渉した森有礼に対する李鴻章の説明が参考になる。羽根次郎（2012、113～114頁）によると、1871年に締結された「日清修好条規」第一条のなかの「両国に属したる邦土」という用語について、李鴻章は「邦土」の意味は、「土」は中国の十八省、「邦」とは朝鮮や琉球などの外藩を指す。外藩であり、外属している以上、税や政治は、これまでその国に任せてきたと、李鴻章は述べている。

注3 「潜在的係争地」の概念については、村田忠禧（2013、228頁）が、1901年～1909年にかけての東沙諸島（プラタス島）帰属問題に関行った事例研究が参考になる。村田は、外務省条約局が1933年にまとめた機密文書『国際法先例彙輯（2）島嶼先占』の分析を通して、次のように述べる。1909年の東沙諸島の場合、明治政府は、まず英国との関わりを確認しようとして、非公式に香港政府に問い合わせた。しかし、英国側から清国に問い合わせるように示唆されたことから、領有権を主張する清国との間で交渉が始まり、最終的に日本政府は東沙諸島の領有を放棄した。魚釣島などの無人島について、明治政府は清国との関わりがあることを知っていたのだから、当然、その帰属について、まず清国側に照会すべきであった。それをあえて怠ったのは、照会すれば必ずや清国側から自国の領土である、との回答がなされることを承知していたからにはかならないと。

注4 緑間栄（1984）、87～88頁。

注5 松井芳郎（2014）、7頁、139頁、113～1133頁、135～136頁。

注6 羽根次郎(2011、113～114頁)

によると、1871年に締結された「日清修好条規」第一条で、「両国に属したる邦土も、各礼を以て相待ち、聊も侵越する事なく、永久安全を得せしむべし」のなかの「属したる邦土」という用語の意味について、朝鮮問題について交渉した李鴻章と森有礼の間で解釈の違いが生じたという。李が「条約に「属したる邦土」と明記してあります。もしも朝鮮を意味しなければ、一体いかなる国を意味しているでしょう」と述べたのに対し、森は「属したる邦土」という字面がありますが、これは曖昧な言い方であって、朝鮮が属邦と明言されたことはございません。日本の臣民はこれが中国の十八省(つまり内地)を指しているものであって、朝鮮はその内に含まれていないと考えております」と反論している。それに対して李鴻章は、「ならば将来、条約を改正した時に、「属したる邦土」の部分の下に「十八省及び高麗、琉球」という文言を書き添えるべきです」と答えている。

国家間の正式の条約の条文を、李鴻章と森有礼は、異なった法システムで解釈している事例である。李と森の会談内容については、長谷川精一「森有礼・李鴻章の会談をめぐる考察―外務省資料と中国側資料の比較を通じて」(PDF論文)のなかに、議事録の一部が載っており、参考になる。

注7 明治政府による尖閣／釣魚諸島の取得の経過については、村田忠禧(2013、2015)が、豊富な一次資料に基づいて緻密な実証的分析を行っている。村田(2013、228頁)は、「当時の『官報』をいくらか調べてみても、本件「尖閣／釣魚諸島」に関する公示文を見いだすことができない。清国に対して秘匿していただけでなく、自国民に対しても明らかにしていなかった。清国との戦争で大勝利を収め、いまや台湾を

首尾よく手に入れるなど、『戦果』の確保に精神を集中していた明治政権にとって、このような小さな無人島の扱いなどどうでもよかったのであるが、新領土取得の手續きとして、重大な瑕疵が存在していたことは事実である」と指摘している。

明治政府による尖閣／釣魚諸島編入の過程に関する村田の研究は、実証的で緻密なものであり、容易に他の追従を許さない優れた研究である。尖閣問題を論じる場合の必読文献である。

注8 松井、前掲、13頁。

注9 猪間明俊(2011)、41頁。

注10 猪間(2005)、46頁。

注11 猪間(2011)、44頁。

注12 矢吹晋(2013a)、「資料5 鄧小平・日本記者クラブ会見記録(尖閣部分)」、47頁。

参考文献

井上清『尖閣列島』第三書館、1996年。

猪間明俊『東シナ海資源・共同開発が唯一の道』

『軍縮問題資料』、2005年7月号、42～46頁。

『資源開発の立場から見た尖閣諸島問題』『世界別冊 新冷戦ではなく共存共栄の東アジアを』岩波書店、2011年、36～44頁。

奥原敏雄「尖閣列島の法的地位」PDF季刊『沖縄』第52号、1970年。

芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社、2010年。

太壽堂鼎「領土問題―北方領土・竹島・尖閣諸島の帰属」『ジュリスト』674号、1977年、53～59頁。

苦米地真理「尖閣諸島をめぐる「誤解」を解く」日本僑報社、2016年。

名嘉憲夫「領土問題から「国境画定問題」へ」明石書店、2013年。

羽根次郎「尖閣問題に内在する法理的矛盾」『世界』2012年11月号、112～120頁。

原貴美恵「サンフランシスコ平和条約の盲点」溪水社、2005年。

原田禹雄「尖閣諸島琉球冊封使録を読む」榕樹書林、2006年。

松井芳郎「国際法学者がよむ尖閣問題」日本評論社、2014年。

緑間栄「尖閣列島」ひるぎ社、1984年。

村田忠禧「尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか」日本僑報社、2004年。

『領土問題の起源』花伝社、2013年。

『資料徹底検証 尖閣領有』花伝社、2015年。

毛利和子『日中漂流』岩波書店、2017年。

矢吹晋「尖閣問題の核心」花伝社、2013a。

「尖閣衝突は沖繩返還に始まる」花伝社、2013b。

『補論2 喉の小骨と化した尖閣紛争』『中国の夢』花伝社、2018年、182～206頁。

山田慶児『海路としての「尖閣諸島」』SURE、2013年。

Dritte, Reinhard (2013). "The Senkaku/Diaoyu Islands Territorial Dispute between Japan and China: Between the Materialization of the "China Threat" and Japan "Reversing the Outcome of World War II"?" (UNISCI Discussion Papers, No. 32, May).

筆者(なか) (2016)

そのほかの著書 『地域分権―改革と課題』(共著、山川出版社、2003)、『紛争解決のモードとは何か』(世界思想社、2002)、『Predicting Outcomes in United States-Japan Trade Negotiations』(Quorum Books, 1996)など。